

令和6年第3回豊頃町議会臨時会会議録

令和6年10月10日（木曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	議案第44号	豊頃町特別職の職員の給与に関する特別措置条例の制定
日程第 4	議案第45号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更
日程第 5	議案第42号	令和6年度豊頃町一般会計補正予算（第4号）
日程第 6	議案第43号	令和6年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第2号）

◎出席議員（9名）

1番	小笠原 玄 記 君	2番	後 藤 孝 夫 君
3番	岩 井 明 君	4番	杉 野 好 行 君
5番	藤 田 博 規 君	6番	大 崎 英 樹 君
7番	大 谷 友 則 君	8番	坂 口 尚 示 君
9番	中 村 純 也 君		

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	按 田 武 君
副 町	長	菅 原 裕 一 君
教 育	長	中 川 直 幸 君
総 務 課	長	熊 谷 雅 美 君
企 画 課	長	小 野 直 人 君
住 民 課	長	加 藤 さ お り 君
福 祉 課	長	鎗 木 政 洋 君
産 業 課	長	齋 藤 学 君
施 設 課	長	山 崎 勝 巳 君
会 計 管 理 者		大 長 根 典 子 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長		林 谷 一 徳 君

教育委員会教育課長 森 直 史 君
総務課参事 江 口 孝 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 山 田 良 則 君
庶務係 長 三 島 佑 里 奈 君

午後2時00分 開会

◎ 開会宣告

- 中村議長 ただいまから、令和6年第3回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

- 中村議長 これから、本日の会議を開きます。

◎ 行政報告

- 中村議長 議事に入る前に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

按田町長。

- 按田町長 議長から発言のお許しを受けましたので、令和6年第3回豊頃町議会臨時会行政報告をいたします。

最初に、豊頃町職員による受託収賄事件の経過についてであります。

本町職員が受託収賄容疑で起訴された事件の第2回公判が、9月20日に釧路地方裁判所帯広支部で開かれ、裁判官から判決が言い渡されました。

判決では、裁判長が、町職員が接待を受けていたことは、町民の生活に深く関わる公共工事の公金支出に関する不正行為であり、賄賂の額も少額ではないもので、町民の行政に対する信頼を失墜し、公務員の職務の公正とこれに対する社会の信頼を損ねた結果は重大であり、常習性も認められ、刑事責任は重いなどと述べられ、町職員に対し、懲役1年6か月、執行猶予3年、追徴金143,055円の有罪判決が言い渡されました。

この判決に対して控訴はなく、10月5日に刑が確定したことから、町職員につきましては、地方公務員法の規定により同日付けで失職いたしました。

町職員が有罪判決を受けたことは、誠に遺憾なことであり、改めて町議会をはじめ町民の皆様にご心配、ご迷惑をおかけし、役場への信頼を損なう事態となりましたことに、深くお詫びを申し上げる次第であります。

今回の事件について、組織の管理監督上の責任を明確にするため、町長及び副町長の給料の減額に関する条例案を提案させていただきました。

この度の判決を真摯に受け止め、引き続き、役場一丸となって再発防止策の徹底を図り、町議会をはじめ町民の皆様の信頼回復に努めてまいりますので、ご理解を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

次に、2、令和6年度介護保険料の賦課及び事務処理誤りについてであります。

令和6年度の介護保険料について事務処理に誤りがあり、一部の被保険者の方の

年間保険料について、過大または過少に算定し通知していました。

対象者は、被保険者1,213人のうち513人で、保険料を過大に算定・通知した人は452人、総額1,013,800円。過少に算定・通知した人は61人、総額9,700円となっております。

今回の原因は、令和6年度に改定した介護保険料において、本町の標準保険料は前の計画期間から据え置き、変更はありませんでしたが、所得段階が4段階増えたことによる階層ごとの保険料率を、介護保険システムに入力する手順を失念したことによるものです。

対象の被保険者の方には、今月中にお詫びの文書を送付するとともに、本来賦課される正しい介護保険料額決定通知書をお届けします。

過大・過少に算定された介護保険料につきましては、普通徴収の方には、これから納期を迎える保険料と調整を行い、改めて納付書をお届けすることとし、年金から差し引かれる特別徴収の方については、賦課額の変更ができないため、過大に徴収した介護保険料はその都度お返しし、過少に算定した介護保険料については納付書による納付をお願いしてまいります。

また、この保険料算定の確認作業中、特別徴収の対象となる方で年金から徴収する仮徴収金額と本徴収金額に著しく差がある場合に保険料徴収額の変動を抑制するため、仮徴収額で平準化を行っておりますが、年金からの振替金額にこの調整額を反映する手順を失念しておりました。

これにより追加徴収をお願いする方が322件、1,053,750円、お返しする方については352件、988,000円と見込まれておりますが、詳細については判明次第ご報告申し上げます。

本来あってはならない誤りであり、役場への信頼を損なう事態となりましたことを深く反省するとともに、今後このような誤りが発生しないよう、再発防止を万全に行い信頼回復に努めてまいります。

以上、行政報告といたします。

●中村議長 これでは行政報告は、終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●中村議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番大谷友則議員及び8番坂口尚示議員を指名します。

◎ 会期の決定

●中村議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

◎ 議案第44号

●中村議長 日程第3 議案第44号、豊頃町特別職の職員の給与に関する特別措置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

按田町長。

●按田町長 議案書1ページをご覧ください。

議案第44号、豊頃町特別職の職員の給与に関する特別措置条例の制定についてご説明いたします。

本案は、今回の受託収賄事件で本町職員の有罪が確定したのを受け、組織管理上の責任を明確にするため、自戒による措置として本条例を制定するものであります。

条例制定の主な内容についてご説明いたします。

令和6年10月及び11月の2か月間、私の給料を20パーセント、副町長の給料を10パーセント減額するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 今回の処分内容案について、町長100分の20、副町長100分の10となっておりますけれども、この数字の根拠について伺います。

●中村議長 菅原副町長。

●菅原副町長 減額率の根拠についてのご質問として、お答え申し上げます。

地方自治法の各規定につきましては、特別職に関する減額についての規定はございません。特別職が非行をした場合、非行が認められた場合には、処分規定が若干ありますけれども、そのようなことで各町村では、職員の不祥事等が生じた場合の管理監督上の責任の取り方として、自戒を込めて自主的な条例を提案申し上げて議決いただいているというのが普通であります。

したがいまして、根拠はないもの、自主的に提案させていただくもののご理解いただければ幸いです。

●中村議長 他に質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 これから、討論を行います。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

1 番小笠原玄記議員。

●1 番小笠原議員 私は、本案に反対の立場から討論させていただきます。

私は、本案における副町長に関する給与減額案は十分なものではないと主張し、本案に反対いたします。

町長の行政報告にもありましたが、今回の町長及び副町長に対する給与の特別措置条例案は、本年発生した町職員の逮捕、起訴及び刑の確定によるもので、この事件に対する町長、副町長の監督責任を問うた処分と認識しております。

しかし、報道でもあるように、本事件の発生以前、平成28年度頃から、当時は施設課長補佐、平成29年度から令和5年度までは施設課長であった元町職員に対して、業者側が飲食費や旅行代金負担などの接待を常態化していたと検察から指摘されております。また、判決の量刑理由についても、「常習性は認められる。刑事責任は重い。」と述べられているところであり、本件以前を担っていた町長、副町長についての職員監督責任についても問う必要があると考えます。

無論、現職ではない方についての責任を本議会で問うことはできませんが、副町長に関しましては、前町長の最終任期、平成29年から令和2年度までについても同じ職を担っておりました。先の公判において、接待が常態化していたという陳述は当該期間における副町長としての職員監督責任を問うものでもあるという解釈をするところであります。

以上のことから、本案における副町長に関する給与減額案は妥当ではないと考え、町長に関する減額案と同等の内容を求めることを主張して、本案に反対いたします。

●中村議長 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

2 番後藤孝夫議員。

●2 番後藤議員 私は、執行部の提案に対して賛成の立場から討論を行います。

本町における31年前の事件に対する処分内容は、町長、助役それぞれが、給料月額10パーセント、4か月カットを提案し、最終的には10パーセント、6か月カットになったと記憶しております。

この度の提案内容は、過去の事例を踏襲した提案と理解します。行政上の処分としては、町長自身に監督不行き届きが認められた場合は、今回の処分提案の減給が一般

的と認識しております。

倫理上の処分や責任の取り方としては、すでに本町で着手している再発防止のための具体的な改善策や内部改革を行い、更に町長は議会等の公の場で謝罪を行ってきています。

すでに直接の当事者は司法の判決を受け、結果的に職員としては解雇処分により退職金を棒に振った上、罰金を支払わなければいけないということであり、直接の当事者は、それ相応の罪に対する制裁を受けることとなります。

今回の提案内容については、職員を指揮監督できず事件を起こしてしまった豊頃町役場という組織全体として、町民の皆さんに対する謝罪としての提案であり、その職務の職責の度合いにより、町長、副町長に差をつけた給与の減額処分であると理解します。

一般的にはありますが、労働者に対しては、労働基準法第91条で制裁規定の上限として10パーセントを超えてはならないとされていますが、それを超える重い処分であり、今回の提案内容は妥当と判断し賛成意見とします。

以上です。

●中村議長 他に討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立7名)

●中村議長 賛成多数です。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第45号

●中村議長 日程第4 議案第45号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小野企画課長。

●小野企画課長 議案書3ページをお開きください。

議案第45号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてをご説明いたします。

本案件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措

置等に関する法律第3条第8項の規定に基づきまして、同法による財政上の特別措置等を受けるための公共施設を追加するため、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

この度の変更内容につきましては、ジュエリーアイス観光によるオーバーツーリズムの対策といたしまして、路上駐車等の軽減を図るため、現行の駐車場を拡張し、路盤整備及び舗装工事、フェンスの設置、移設工事、街路灯の設置などの整備を実施するため、地域観光交流拠点整備事業を実施することとし、同計画中の3、公共的施設の総合整備計画の表に新たに事業費5,257万円を追加し改めるものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第42号

●中村議長 日程第5 議案第42号、令和6年度豊頃町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案第42号、令和6年度豊頃町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

一般会計及び特別会計補正予算書1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,266万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億4,239

万6,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により歳出からご説明いたします。10ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費から特別職給41万円を減額するなど計9万円を追加。

6款商工費1項商工費に、地域観光交流拠点整備工事4,672万円を追加するなど計5,257万円を追加。

次に、歳入につきましては8ページをご覧ください。

14款国庫支出金2項国庫補助金に、オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業907万5,000円を追加。

19款繰越金1項繰越金に、前年度繰越金48万5,000円を追加。

21款町債1項町債に、地域観光交流拠点整備事業4,310万円を追加。

次に、第2条、地方債の補正につきましては、4ページ、第2表、地方債補正をご覧ください。

辺地対策事業の限度額を5,080万円に改め、地方債限度額の総額を6億9,925万円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページをお開きください。

14款国庫支出金。

(質疑なし)

●中村議長 19款繰越金。

(質疑なし)

●中村議長 21款町債。

(質疑なし)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

10ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費。

(質疑なし)

●中村議長 6款商工費1項商工費、説明第1号。

小野企画課長。

●小野企画課長 説明第1号、地域観光交流拠点整備工事の施工についてご説明申し上げます。

別冊の予算説明書1ページをお開きください。

本予算案は、観光資源であるジュエリーアイスの観光客増加に伴い、大津地域の公共駐車場に不足が生じており、冬期になりますと路上駐車などの車両の駐車問題が発生し、道路の通行や除雪、そして緊急車両の通行の妨げとなっていることから、この度、観光庁のオーバーツーリズム防止・抑制に係る補助金等を活用いたしまして、現行の駐車場を拡大整備することで路上駐車等の問題の軽減を図るため、令和6年度におきまして、地域観光交流拠点整備工事を施工することとし、第6款商工費に計上したものでございます。

なお、施工位置図につきましては裏面の対図番号1ページを、工事内容につきましては対図番号2ページをご参照願います。

1、工事概要でございますけども、工事名、地域観光交流拠点整備工事。工事予算額、4,672万円。工事内容につきましては、舗装工事、面積2,611平方メートル、舗装厚8センチメートル。改良工事、面積2,611平方メートル、路盤厚42センチメートル。フェンス設置工事、延長68メートル、高さ0.9メートル。既存フェンス移設工事、延長39メートル、高さ3.0メートル。LED街路灯設置工事、7基。以上でございます。

なお、契約の方法につきましては、指名競争入札による契約を予定してございます。

以上でございますので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

●中村議長 質疑はありますか。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 2点ご質問させていただきます。

まず1点目ですけれども、今回の補正予算で計上されておりますけれども、こちらの舗装工事は、ジュエリーアイスのシーズンまでに間に合わせるという考え方でよろしいのかというのが1点目のご質問です。

そして、2点目ですけれども、こちら、舗装して駐車スペースを確保するというのは路上駐車対策としては非常に有効かと思っておりますけれども、ただやはり舗装だけしても、どのように観光客の方に周知するのか、駐車場の案内等ですね、本予算と関連するところでありまして、駐車場予定地にどのように誘導していくのかについて伺います。

●中村議長 小野企画課長。

●小野企画課長 ご答弁申し上げます。

まず1点目の質問でございます。工事の工期につきましては、現在、1月末までに完了予定ということで進めてございます。

シーズンによっては氷が早く来るともございますけれども、例年ですと2月の頭から3月の頭に本格期を迎えるので、それまでには完了したいと考えてございます。

2番目の質問でございます。

駐車場の整備につきまして周知の方法や誘導の方法でございますけれども、今回、この工事以外に地域観光交流拠点看板設置工事と管理備品を予算計上させていただいております。こちらは、大津市街地から駐車場までを大型のLEDで明るく照らした看板5基を新たに設置することで、駐車場へよりスムーズに誘導したいと考えております。

なお、管理備品につきましても、持ち運び可能な「進入禁止」ですとか進路の方向を示す置き看板といたしますか、そちらも9台予定しておりまして、誘導をなんとかスムーズに行いたいと考えております。

また、新たな駐車場の完成の目途がございましたら、LINEやホームページで周知を、また、観光協会のホームページ等も活用しながら周知を図ってまいります。

以上でございます。

●中村議長 他に質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に、4ページの第2表、地方債補正について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第43号

●中村議長 日程第6 議案第43号、令和6年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長 議案第43号、令和6年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

一般会計、介護保険特別会計補正予算書13ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,454万5,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出からご説明いたします。22ページをお開き願います。

1款総務費2項徴収費に、印刷費17万1,000円、振替手数料21万4,000円を追加するなど、計45万1,000円を追加。

次に、歳入につきましては、20ページをご覧ください。

8款繰越金1項繰越金に、前年度繰越金45万1,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により歳入を款ごとに質疑を受けます。

20ページをお開きください。

8款繰越金。

(質疑なし)

●中村議長 次に歳出につきましても款ごとに質疑を受けます。

22 ページ、1 款総務費。

(質 疑 な し)

- 中村議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。
質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。
これから、議案第43号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉議宣告

- 中村議長 これで、本日の日程は全て終了しました。
会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

- 中村議長 これで、令和6年第3回豊頃町議会臨時会を閉会します。

午後2時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員